

役員等の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人 東京ヘレン・ケラー協会（以下、「協会」という）の理事、監事及び評議員（以下、「役員等」という）の報酬等に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 兼任理事とは、協会の職員を兼務する者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項に定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び別途定める退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 理事長及び業務執行理事には、報酬及び退職慰労金を支給する。
- (2) 前号の報酬及び退職慰労金については、兼任理事である場合には60歳の誕生日月を含む末日までは支給対象外とする。
- (3) 第1号の以外の役員には、報酬を支給する。
- (4) 評議員には、報酬を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条に定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。

2. 評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
3. 理事長、業務執行理事の報酬は、別表2に定める額とする。
4. 役員の報酬は、別表3に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

2. 兼任理事が、その職務の執行にあたって負担した費用については、賃金規程に基づき支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 理事長及び業務執行理事の月額報酬は、毎月21日に支払うものとする。ただし当日が休日の場合には順次これを繰り上げる。

2. 評議員、前項以外の理事及び監事の報酬は、必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給形態)

第7条 報酬等は通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2. 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに、理事長または業務執行理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2. 理事長又は業務執行理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3. 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として日割りによって計算する。

4. 第2項の規定にかかわらず、理事長又は業務執行理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この基準により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(改正)

第10条 この基準の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この基準（旧役員等報酬規程）は、2019年（令和元年）7月1日から施行する。
2025(令和7年)6月18日改正、同年7月1日実施。

別表 1（評議員の報酬）

職 務	日額（税控除後の額）
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

※各職務を同日に勤務した場合であっても日額は10,000円とする。

別表 2（理事長及び業務執行理事の報酬等）

（1）月額報酬

役職名	月 額
理事長	150,000円
業務執行理事	60,000円

別表 3（理事長及び業務執行理事以外の役員の報酬）

（1）理 事

職 務	日額（税控除後の額）
理事会への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

※各職務を同日に勤務した場合であっても日額は10,000円とする。

（2）監 事

職 務	日額（税控除後の額）
監事監査への出席	10,000円
理事会、評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

※各職務を同日に勤務した場合であっても日額は10,000円とする。